

専 門 委 員 会 設 置 規 定

平成17年6月16日一部改正

第1条 定款第35条の専門委員会を次のとおり設ける。

(1) 企画に関する委員会

(イ) 企画委員会

本会の事業及び運営に関する企画立案にあたる。

(ロ) 技術運営委員会

本会の事業のうち、調査・研究・設計に関する基本の方針を確立し、併せて技術に関する企画立案にあたる。

(ハ) 表彰委員会

港湾荷役機械及び港湾工事中用機械に関する発展並びに本会の運営等に功績のあった会員の表彰について審査する。

(2) 広報・調査部門の委員会

(イ) 機関誌編集委員会

機関誌「港湾荷役」を発行する。

(ロ) 外国の文献摘録委員会

港湾荷役に関する外国文献を摘録し、これを紹介する。

(ハ) 情報企画委員会

本会の事業活動等の情報提供、見学会、講演会等の企画にあたる。

(ニ) 港湾荷役情報センター運営委員会

港湾荷役情報センターの運営に関する企画立案にあたる。

(ホ) 港湾荷役機械要覧編集委員会

港湾荷役機械要覧を発行する。

(ヘ) 港湾流通調査委員会

港湾物流全般における荷役の高度化に関する諸情報の収集を行い、港湾荷役技術の向上に資する。

(3) 研究開発部門の委員会

港湾荷役機械及び港湾工事中用機械並びにこれらに関連する施設の研究、開発等を行うときは、次の部会ごとに、委員会を設けて行う。

(イ) 第1部会

港湾荷役機械、港湾荷役システムに関する研究、新分野の研究等

(ロ) 第2部会

港湾荷役機械に関する設計、技術基準に関する調査研究

(ハ) 第3部会

港湾荷役機械の製作、検査、運転、メンテナンスに関する調査研究

(ニ) 第4部会

港湾荷役機械・荷役施設等の電気技術に関する調査研究

(ホ) 第5部会

港湾物流全般における環境、安全に関する調査研究

(4) 技術相談部門の委員会

港湾荷役機械及び港湾工事用機械並びにこれらに関連する施設の調査、設計等に関し、港湾管理者その他より委託を受けた場合、必要に応じ委員会設けてこれを処理する。

第2条 委員は会員（団体の場合はその推薦する者）及び学識経験者のうちから会長が委嘱する。

附 則

本規定の一部改正は、平成17年6月16日から適用する。